

福井県報

第 2818 号

平成 29 年

4 月 18 日 (火)

火・金曜日 発行

1月1,800円郵送料共

目次

告 示

- 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録特定行為事業者の登録（一九六・長寿福祉課）……………一
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定（一九七・同）…一
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止（一九八・同）…一
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定（一九九・同）……………二
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止（二〇〇・同）……………三
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定の辞退（二〇一・障害福祉課）…四
- 土地改良事業の計画変更の認可（二〇二・農村振興課）……………四
- 公 告
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（循環社会推進課）…………四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（県立病院）……………五
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の廃止の届出（産業政策課）……………五
- 政府調達に関する協定の適用を受け

- る調達契約に係る一般競争入札の実施（二件・工業技術センター）…………五
- 福井県県有林包括業務委託に係る公募型プロポーザルの実施（五件・県産材活用課）……………九
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（砂防防災課）……………一八

告 示

福井県告示第196号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項に規定する登録特定行為事業者を登録したので、同条第2項において準用する同法第48条の8第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成29年4月18日

福井県知事 西川 一誠

- 1 事業所の名称
地域密着型特別養護老人ホームこうの
- 2 事業所の所在地
南条郡南越前町河野29-5-62
- 3 事業者の名称
社会福祉法人町屋福祉会
- 4 登録年月日
平成29年4月5日
- 5 サービスの種類
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 6 実施する行為
口腔内の喀痰吸引
- 7 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
- 登録番号
181110218

福井県告示第197号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

平成29年4月18日

福井県知事 西川 一誠

- 一1 事業所の名称
訪問看護ステーション仁里

2 事業所の所在地

福井県福井市文京5丁目10番1号

3 事業者の名称

医療法人福仁会

4 指定年月日

平成29年3月1日

5 サービスの種類

訪問看護

6 介護保険事業所番号

1860190402

二1 事業所の名称

ホームケア幸

2 事業所の所在地

敦賀市平和町17-7

3 事業者の名称

特定非営利活動法人ふくいの福祉家

4 指定年月日

平成29年4月1日

5 サービスの種類

訪問介護

6 介護保険事業所番号

1870200654

三1 事業所の名称

こぼんだ訪問看護ステーション

2 事業所の所在地

福井市若杉2丁目231番地

3 事業者の名称

合同会社こぼんだ

4 指定年月日

平成29年4月1日

5 サービスの種類

訪問看護

6 介護保険事業所番号

1860190410

福井県告示第198号

介護保険法（平成9年法律第123号）第

7 5 条 第 2 項 に 規 定 す る 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 の 廃 止 届 出 が あ っ た の で 、 同 法 第 7 8 条 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 公 示 す る 。

平成 29 年 4 月 18 日

福井県知事 西川 一誠

ー 1 事業所の名称

若狭ハイソ訪問介護事業所

2 事業所の所在地

小浜市阿納尻第 5 9 号 9 番地の 1

3 事業者の名称

社会福祉法人若狭福祉会

4 指定年月日

平成 29 年 2 月 2 日

5 サービスの種類

訪問介護

6 介護保険事業所番号

1 8 7 0 4 0 0 0 4 9

二 1 事業所の名称

ケアサポートえがお

2 事業所の所在地

福井市みのり 3 丁目 2 2 - 6

3 事業者の名称

有限会社フュージョン

4 指定年月日

平成 29 年 2 月 3 日

5 サービスの種類

訪問介護

6 介護保険事業所番号

1 8 7 0 1 0 2 4 3 9

三 1 事業所の名称

訪問看護ステーション美山

2 事業所の所在地

福井市相谷 1 2 - 9 - 2

3 事業者の名称

医療法人厚生会

4 指定年月日

平成 29 年 2 月 6 日

5 サービスの種類

訪問看護

6 介護保険事業所番号

1 8 6 0 1 9 0 1 9 6

四 1 事業所の名称

デイサービスセンターいずみ

2 事業所の所在地

三方上中郡若狭町井崎第 4 0 号 8 0 番

地

3 事業者の名称

社会福祉法人若狭町社会福祉協議会

4 指定年月日

平成 29 年 2 月 6 日

5 サービスの種類

通所介護

6 介護保険事業所番号

1 8 7 2 4 0 0 0 6 2

五 1 事業所の名称

デイサービスセンターパレア若狭

2 事業所の所在地

三方上中郡若狭町市場 1 8 - 1 8

3 事業者の名称

社会福祉法人若狭町社会福祉協議会

4 指定年月日

平成 29 年 2 月 6 日

5 サービスの種類

通所介護

6 介護保険事業所番号

1 8 7 2 4 0 0 0 7 0

六 1 事業所の名称

越前たけふサンホーム

2 事業所の所在地

越前市御幸町 1 7 - 1 6

3 事業者の名称

社会福祉法人金津福祉会

4 指定年月日

平成 29 年 2 月 1 3 日

5 サービスの種類

通所介護

6 介護保険事業所番号

1 8 7 0 3 0 0 5 7 9

七 1 事業所の名称

一般財団法人新田塚医療福祉センター

2 事業所の所在地

福井市江上町 5 8 - 1 6 - 1

3 事業者の名称

一般財団法人新田塚医療福祉センター

4 指定年月日

平成 29 年 2 月 1 4 日

5 サービスの種類

居宅療養管理指導

6 介護保険事業所番号

1 8 3 0 1 3 3 0 6 0

八 1 事業所の名称

有限会社スイルケア

2 事業所の所在地

吉田郡永平寺町吉波 1 7 - 5 3

3 事業者の名称

有限会社スイルケア

4 指定年月日

平成 29 年 3 月 1 日

5 サービスの種類

訪問看護

6 介護保険事業所番号

1 8 6 0 1 9 0 1 7 0

九 1 事業所の名称

ケアサービスゆう

2 事業所の所在地

鯖江市中戸口町 1 5 - 3 6

3 事業者の名称

有限会社ゆう

4 指定年月日

平成 29 年 2 月 2 8 日

5 サービスの種類

訪問介護

6 介護保険事業所番号

1 8 7 0 7 0 0 1 4 1

十 1 事業所の名称

クローバーホームリハビリケア

2 事業所の所在地

三方郡美浜町郷市 1 5 号 1

3 事業者の名称

一般社団法人れいなん介護リハビリテ

ーション研究所

4 指定年月日

平成 29 年 2 月 2 7 日

5 サービスの種類

訪問介護

6 介護保険事業所番号

1 8 7 2 1 0 0 1 2 6

十 1 事業所の名称

ほのぼの苑デイサービスセンター

2 事業所の所在地

南条郡南越前町鋳物師 5 - 1 0 - 1

3 事業者の名称

社会福祉法人ほのぼの苑

4 指定年月日

平成 29 年 2 月 2 8 日

5 サービスの種類

通所介護

6 介護保険事業所番号

1 8 7 1 9 0 0 1 1 2

福井県告示第 1 9 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者 を 指 定 し た の で 、 同 法 第 1 1 5 条 の 1 0 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 公 示 す る 。

平成 29 年 4 月 1 8 日

福井県知事 西川 一誠

一	事業所の名称 ホームケア幸	花むつ苑デイサービスセンター	2	事業所の所在地 福井市花堂中1丁目5-6	4	指定年月日 平成29年2月3日	4	指定年月日 平成29年2月14日				
2	事業所の所在地 敦賀市平和町17-7	3	事業者の名称 社会福祉法人新清会	5	サービスの種類 介護予防訪問介護	5	サービスの種類 介護予防通所介護	5	サービスの種類 介護予防訪問看護			
3	事業者の名称 特定非営利活動法人ふくいの福祉家	4	指定年月日 平成29年4月1日	6	介護保険事業所番号 1870102256	6	介護保険事業所番号 1870102439	6	介護保険事業所番号 1870102033			
4	指定年月日 平成29年4月1日	5	サービスの種類 介護予防通所介護	三1	事業所の名称 訪問看護ステーション美山	三1	事業所の名称 1870102439	六1	事業所の名称 有限会社スベルケア			
5	サービスの種類 介護予防訪問介護	6	介護保険事業所番号 1870102256	2	事業所の所在地 福井市相谷町12-9-2	2	事業所の所在地 吉田郡永平寺町吉波17-53	2	事業所の所在地 吉田郡永平寺町吉波17-53			
6	介護保険事業所番号 1870200654	福井県告示第200号 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項に規定する指定居宅予防サービス事業の廃止届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。 平成29年4月18日 福井県知事 西川 一誠							3	事業者の名称 医療法人厚生会	3	事業者の名称 有限会社スベルケア
二1	事業所の名称 こばんだ訪問看護ステーション	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項に規定する指定居宅予防サービス事業の廃止届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。	4	指定年月日 平成29年2月6日	4	指定年月日 平成29年3月1日	4	指定年月日 平成29年3月1日				
2	事業所の所在地 福井市若杉2丁目231番地	1	事業所の名称 若狭ハイッ訪問介護事業所	5	サービスの種類 介護予防訪問看護	5	サービスの種類 介護予防訪問看護	5	サービスの種類 介護予防訪問看護			
3	事業者の名称 合同会社こばんだ	2	事業所の所在地 小浜市阿納尻第59号9番地の1	6	介護保険事業所番号 1860190196	6	介護保険事業所番号 1860190170	6	介護保険事業所番号 1860190170			
4	指定年月日 平成29年4月1日	四1	事業所の名称 越前たけふサンホーム	七1	事業所の名称 訪問介護事業所もみじの里	七1	事業所の名称 訪問介護事業所もみじの里	7	事業所の名称 訪問介護事業所もみじの里			
5	サービスの種類 介護予防訪問看護	一1	事業所の名称 若狭ハイッ訪問介護事業所	2	事業所の所在地 越前市御幸町17-16	2	事業所の所在地 小浜市東勢11-3	2	事業所の所在地 小浜市東勢11-3			
6	介護保険事業所番号 1860190410	3	事業者の名称 社会福祉法人若狭福祉会	3	事業者の名称 社会福祉法人金津福祉会	3	事業者の名称 社会福祉法人若州福祉会	3	事業者の名称 社会福祉法人若州福祉会			
三1	事業所の名称 二の丸苑デイサービスセンター	4	指定年月日 平成29年2月13日	4	指定年月日 平成29年2月28日	4	指定年月日 平成29年2月28日	4	指定年月日 平成29年2月28日			
2	事業所の所在地 福井市大手2丁目21番3号	5	サービスの種類 介護予防訪問介護	5	サービスの種類 介護予防訪問介護	5	サービスの種類 介護予防訪問介護	5	サービスの種類 介護予防訪問介護			
3	事業者の名称 社会福祉法人新清会	6	介護保険事業所番号 1870400049	6	介護保険事業所番号 1870300579	6	介護保険事業所番号 1870400155	6	介護保険事業所番号 1870400155			
4	指定年月日 平成29年4月1日	五1	事業所の名称 ケアサポートえがお	五1	事業所の名称 ケアサービス喜び	八1	事業所の名称 ケアサービスゆう	八1	事業所の名称 ケアサービスゆう			
5	サービスの種類 介護予防通所介護	2	事業所の所在地 福井市みのり3丁目22-6	2	事業所の所在地 福井市下荒井町9-102-1	2	事業所の所在地 鯖江市中戸口町15-36	2	事業所の所在地 鯖江市中戸口町15-36			
6	介護保険事業所番号 1870102728	3	事業者の名称 株式会社喜び	3	事業者の名称 株式会社ゆう	3	事業者の名称 株式会社ゆう	3	事業者の名称 株式会社ゆう			
四1	事業所の名称	3	事業者の名称	3	事業者の名称	4	指定年月日	4	指定年月日			

平成29年2月28日

5 サービスの種類

介護予防訪問介護

6 介護保険事業所番号

1870700141

九1 事業所の名称

クローバーホームリハビリケア

2 事業所の所在地

三方郡美浜町郷市15号1

3 事業者の名称

一般社団法人れいなん介護リハビリテ

ーション研究所

4 指定年月日

平成29年2月27日

5 サービスの種類

介護予防訪問介護

6 介護保険事業所番号

1872100126

十1 事業所の名称

デイサービス和みの里

2 事業所の所在地

坂井市丸岡町玄女18-24-1

3 事業者の名称

株式会社コーワ

4 指定年月日

平成29年2月27日

5 サービスの種類

介護予防通所介護

6 介護保険事業所番号

1871700884

十一 事業所の名称

こころのいえ

2 事業所の所在地

福井市中野2丁目1301番地

3 事業者の名称

株式会社Real

4 指定年月日

平成29年3月10日

5 サービスの種類

介護予防通所介護

6 介護保険事業所番号

1870103122

福井県告示第201号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第28

3号）第15条第1項の指定を受けた医師が

その指定を辞退したので、身体障害者福祉法

施行細則（昭和34年福井県規則第61号）

第7条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年4月18日

福井県知事 西川 一誠

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称	所在地	辞退日
整形外科	小坂 泰啓	坂井市立三国病院	坂井市三国町中央1丁目2-34	平成28年8月31日

福井県告示第202号

土地改良法（昭和24年法律第195号）

第48条第1項の規定に基づき、平成29年

4月7日付けで松岡吉野土地改良区の土地改

良事業（維持管理事業）の計画変更を認可し

たので、同条第11項の規定により公告する。

平成29年4月18日

福井県知事 西川 一誠

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達

契約に係る一般競争入札の落札者を決定した

ので、特定調達契約に係る福井県財務規則の

特例に関する規則（平成7年福井県規則第8

2号）第13条第1項の規定により、次のと

おり公示する。

平成29年4月18日

福井県知事 西川 一誠	1 落札に係る特定役務の名称 平成29年度敦賀市民間最終処分場浸出水処理施設等維持管理業務委託	平成29年3月28日	4 落札者の名称および所在地 株式会社富士通エフサス福井支店 福井県福井市毛矢1―10―1
	2 契約に関する事務を担当する部局の名称 および所在地 福井県安全環境部循環社会推進課 福井県福井市大手3丁目17番1号	5 落札金額 106,628,400円	5 落札金額 0㎡
	3 落札者を決定した日 平成29年3月29日	6 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札	6 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日 平成29年5月14日
	4 落札者の名称および住所 水ing株式会社北陸営業所 石川県金沢市松島2丁目57	7 一般競争入札の公告を行った日 平成29年2月10日	6 変更する理由 既存店舗の建替え新設計画が決定したた
	5 落札金額 57,780,000円	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により公告する。 平成29年4月18日	
	6 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札	福井県知事 西川 一誠	
	7 一般競争入札の公告を行った日 平成29年2月14日	1 大規模小売店舗の名称および所在地 ハニー克蘭デール二の宮店 福井市二の宮2丁目3―8	
政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。 平成29年4月18日		2 大規模小売店舗を廃止する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社富士屋 代表取締役 湧口 満弘 福井県鯖江市本町二丁目2番24号	
1 落札に係る物品の名称および数量 福井県立病院 医療情報ネットワーク機器および行政情報ネットワーク機器の購入 および保守業務委託 一式		3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 2,648.5㎡	
2 契約に関する事務を担当する部局の名称 および所在地 福井県立病院情報システム室 福井県福井市四ツ井2丁目8―1		4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 0㎡	
3 落札者を決定した日		5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日 平成29年5月14日	
		め。	
		政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。 平成29年4月18日	
		福井県知事 西川 一誠	
		1 一般競争入札に付する事項 (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量 電波暗室 一式	
		(2) 調達物品の仕様等 入札説明書および発注仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。	
		(3) 納入期限 平成30年2月28日（水）	
		(4) 納入場所 福井県福井市川合郷塚町61―10	
		福井県工業技術センター	
		2 入札に参加する者に必要な資格 この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下単に「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この入札に係る特定調達契約の入札の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。	
		(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。	
		(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。	
		(3) この入札に併せて行われる技術的審査	
		により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力を有すると認められる者であること。（発注仕様書に適合する物品の仕様書（以下「入札仕様書」という。）およびその他必要と認められる書類（カタログ、メンテナンス体制表など（以下「入札仕様書等」という。））により、福井県職員が審査する。）	
		(4) この入札に係る調達物品の点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができると認められる者であること。	
		(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。	
		ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者	
		イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者	
		ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者	
		エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極	

6	的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者 オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者		7	システムで公開する。 (3) 入札書の提出方法 ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者 4(2)と同様とする。 イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者 提出期間内に提出先に持参または郵送すること。(郵送の場合は簡易書留郵便とする。) なお、電報または電送による入札書の提出は認めない。 (4) 入札書の提出期間 平成29年5月29日(月) 8時30分から平成29年5月30日(火) 16時まで (5) 開札日時および場所 ア 日時 平成29年5月31日(水) 10時 イ 場所 福井県福井市川合鷺塚町61-10 福井県工業技術センター	
	(1) この入札に係る物品の購入が、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年福井県条例第1号)第3条に規定する財産の取得に該当する場合は、落札後に仮契約を締結するものとする。この場合においては、議会の議決を経たときに限り、当該仮契約を本契約とみなす。 (2) 仮契約の締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した業者がこの入札に係る物品の購入契約以外に県の物品の製造の請負または物品の買入れ、修繕等の契約に関し競争入札の参加資格の制限または指名停止措置を受けた場合には、県は、当該仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。この場合において、県は、当該仮契約の解除につき一切の損害賠償の責めを負わない。 9 その他 (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続きにおいて使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨とする。 (2) 入札保証金および契約保証金 福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。 (3) 入札の無効 福井県財務規則第151条の規定による。 (4) 契約書作成の要否 要 (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または				
6	ア 期間 平成29年4月18日(火) 9時から平成29年5月2日(火) 17時まで イ 場所 福井県福井市川合鷺塚町61-10 福井県工業技術センター管理室 (2) 申請書等の提出方法 電子入札システムを使用して送信する。 なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。 申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。		7	入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 7 落札者の決定に関する事項 この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 8 議会の議決	
	(1) 申請書等の提出期間および場所 うほか、福井県物品等入札情報サービス			合鷺塚町61-10 福井県工業技術センター管理室 電話 0776-55-0664 (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービス	
平成29年4月18日(火)		平成29年4月18日(火)		平成29年4月18日(火)	

暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。 なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。 (6) 2に記載の別に知事が行う審査を申請する時期と場所 ア 申請者の受付時期 福井県の休日を決める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。 イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問い合わせ先 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県会計局会計課総務事務第三グループ 電話 0776-20-0253 (7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。 10 Summary (1) Nature and quantity of the product to be purchased Anechoic Chamber (Electromagnetic Wave), 1 set (2) Date, Time of bidding 1000A.M. May 31, 2017	(Time-limit for the submission of tenders 1600P.M. May 30, 2017) (3) Deadline for delivery February 28, 2018 (4) The place for delivery and contact point for the notice Management Section, Industrial Technology Center of Fukui Prefecture 61-10, Kawaiwashizuka-cho, Fukui-city, Fukui-Prefecture, 910-0102, Japan TEL 0776-55-0664 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。 平成29年4月18日 福井県知事 西川 一誠 1 一般競争入札に付する事項 (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量 熱真空試験機 一式 (2) 調達物品の仕様等 入札説明書および発注仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。 (3) 納入期限 平成30年2月28日（水） (4) 納入場所 福井県福井市川合郷塚町61-10 福井県工業技術センター 2 入札に参加する者に必要な資格 この入札に参加することのできる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下単に「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この入札に係る特定調達契約の入札の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。 (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。 (3) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力を有すると認められる者であること。（発注仕様書に適合する物品の仕様書（以下「入札仕様書」という。）およびその他必要と認められる書類（カタログ、メンテナンス体制表など（以下「入札仕様書等」という。））により、福井県職員が審査する。） (4) この入札に係る調達物品の点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができると認められる者であること。 (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。 ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者 イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に	規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者 ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者 エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者 オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 3 電子入札の実施 入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。 なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続きに支障がない場合限り、紙入札承認願（入札説明書別紙様式2）を提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。 4 資格の確認に関する事項 この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書別紙様式1）（以下「申請書」という。）

に、調達物品に係る物品の仕様書その他必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、調達物品の仕様に関する福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

なお、当該入札仕様書等の内容について、当該技術的審査に係る事務を担当する部局から説明または確認を求められる場合がある。

(1) 申請書等の提出期間および場所

ア 期間

平成29年4月18日(火) 9時から平成29年5月2日(火) 17時まで

イ 場所

福井県福井市川合鷺塚町61-10
福井県工業技術センター管理室

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。

5 入札説明書等の交付等に関する事項ならびに入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先
〒910-0102 福井県福井市川合鷺塚町61-10

福井県工業技術センター管理室

電話 0776-55-0664

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

(3) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
4(2)と同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者
提出期間内に提出先に持参または郵送すること。（郵送の場合は簡易書留郵便とする。）なお、電報または電送による入札書の提出は認めない。

(4) 入札書の提出期間

平成29年5月29日(月) 8時30分から平成29年5月30日(火) 16時まで

(5) 開札日時および場所

ア 日時

平成29年5月31日(水) 10時10分

イ 場所

福井県福井市川合鷺塚町61-10
福井県工業技術センター

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、そ

の端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 議会の議決

(1) この入札に係る物品の購入が、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年福井県条例第1号）第3条に規定する財産の取得に該当する場合は、落札後に仮契約を締結するものとする。この場合においては、議会の議決を経たときに限り、当該仮契約を本契約とみなす。

(2) 仮契約の締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した業者がこの入札に係る物品の購入契約以外に県の物品の製造の請負または物品の買入れ、修繕等の契約に関し競争入札の参加資格の制限または指名停止措置を受けた場合には、県は、当該仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。この場合において、県は、当該仮契約の解除につき一切の損害賠償の責めを負わない。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続きにおいて使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくはは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載の別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

福井県の休日を含める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問い合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課総務事務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased
Space Chamber, 1 set

(2) Date, Time of bidding
10:10A.M. May 31, 2017

(Time-limit for the submission of tenders 16:00P.M. May 30, 2017)

(3) Deadline for delivery
February 28, 2018

(4) The place for delivery and contact point for the notice

Management Section, Industrial Technology Center of Fukui Prefecture
61-10, Kawaiwashizuka-cho, Fukui-city,
Fukui-Prefecture, 910-0102, Japan
TEL 0776-55-0664

福井県県有林包括業務委託（福井地区）に係る公募型プロポーサルへの参加者募集について、次のとおり公告する。

平成29年4月18日

福井県知事 西川 一誠

1 業務概要

(1) 委託業務名

福井県県有林包括業務委託（福井地区

）

(2) 委託区域の概要

ア 委託区域

福井農林総合事務所管内における県有林

イ 委託区域の面積

998ha（61事業地）

(3) 委託期間

契約の日から平成34年3月31日まで

(4) 委託業務内容

次のアからエのとおりとする。

なお、業務の具体的な内容については、県有林包括業務委託事業仕様書を基本とし、技術・施業提案書の内容を受けて最終的に決定する。

ア 委託区域内の県有林における事業終了までの施業方針を策定するとともに、当面5年間の間伐等の森林施業および間伐材生産、路網整備（以下「森林施業等」という。）に係る森林経営計画を策定して市町長等の認定を受けること。また、当該計画の進捗を管理すること。

イ 森林経営計画に基づく、森林施業等を実施するとともに、実施に必要なとなる現場調査、現場監督を行うこと。

ウ 森林作業道等の維持・管理を行うこと。（ただし、災害時における復旧工事等は除く。）

エ 委託区域内の県有林における巡視、施業境杭の保全を行うこと。

(5) 委託料の限度額

県は毎年度予算の範囲内において、当該業務に必要な経費（以下「事業費」という。）から受託者が受領する補助金等相当額（造林補助金等）を差し引いた額を委託料として支払うこととし、その限度額は下記のとおりとする。

（単位：千円）

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	合計
6,929	8,144	9,916	8,939	10,761	44,689

※ 消費税および地方消費税額を含む。

2 参加資格

公募に参加できる事業者は、次の(1)アからウまでのいずれかに該当する者で、(2)アからコまでの要件をすべて満たす者とする。

(1)ア 民間林業事業者（注1）および森林組合で構成され、素材生産および路網整備に従事する者が表1の人員数確保できる「共同企業体（注2）」

イ 民間林業事業者（注1）で構成され、素材生産および路網整備に従事する者が表1の人員数確保できる「共同企業体（注2）」

ウ 素材生産および路網整備に従事する者が表1の人員数確保できる「林業関係団体（注3）」、もしくは林業関係団体を構成員に含む「共同企業体（注2）」

ただし、森林組合を会員とする林業関係団体が参加する場合は、民間林業事業者または民間林業事業者を会員とする林業関係団体との連携を基本とする。

(表1) 素材生産および路網整備に従事する技術者数

	素材生産	路網整備
技術者数	5人以上	2人以上

- (注1) 民間林業事業者とは、森林組合以外の民間林業事業者
- ただし、森林組合および森林組合を会員とする林業関係団体の役員および職員で構成する法人等は除く。
- (注2) 構成員のうち1者以上が「福井県森林整備工事入札参加資格者(注4)」、「森づくり隊(注5)」、「認定事業体(注6)」いずれかの登録・認定を受けている共同企業体
- (注3) 「福井県森林整備工事入札参加資格者(注4)」、「森づくり隊(注5)」、「認定事業体(注6)」いずれかの登録・認定を受けている団体
- (注4) 森林整備工事の請負契約に係る競争入札の参加者の資格等(平成20年1月29日 福井県告示第50号)の第6の(2)に規定する「森林整備工事入札参加資格者名簿」に登録されている者
- (注5) 森づくり隊構成員認定要領(平成20年4月1日 県材第339号)の第3の2に基づく、県の認定を受けている者
- (注6) 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年度制定)の第5条に基づき、雇管理の改善および事業の合理化に取り組む内容の改善計画を作成し、県の認定を受けている者
- (2)ア 包括業務の受託により、個人有林の整備など、これまでの森林施業・管理に影響を及ぼさない者であること。(これまでの個人有林からの間伐材生産

量を維持できる者)

- イ 福井県内に主たる事務所を置く、または置こうとする者であること。
- ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと。
- オ 労働保険(労働者災害補償保険および雇用保険をいう。)および社会保険(健康保険および厚生年金保険をいう。)に加入し、かつ、保険料の滞納がない者であること。
- カ 本店、支店および営業所等が国税または地方税を滞納していない者であること。
- キ 福井県森林整備工事契約に係る指名停止等の措置要領に基づく知事の指名停止の措置を受けていない者であること。または措置要件に該当する事実がない者であること。
- ク 当該業務の実施に必要な資格を有する者を一定数以上雇用している者であること。
- 【業務管理者2名以上、専門技術者2名以上、技術作業員3名以上を有する共同企業体もしくは林業関係団体】
- ケ 1募集につき、共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重

複参加していないこと。

コ その他知事が必要と認める事項。

3 提案事項

委託区域における事業(経営)方針、間伐を主体とする森林施業等、木材の活用および管理業務の実施方針、手法、体制および実施計画等とする。

4 手続等

(1) 担当部局

〒910-8555

福井市松本3丁目16-10

福井県福井農林総合事務所林業部

林業・木材活用課

電話番号

0776-21-8213

FAX番号

0776-21-8210

メールアドレス

fuku-noso-ringyo@pref.fukui.jp

(2) 募集要領の交付期間

当該業務委託に係る募集要領を公告の日から平成29年6月16日(金)午後5時まで、担当部局または県ホームページにおいて交付する。

(3) 参加表明書の提出期限ならびに提出場所および方法

ア 提出期限

平成29年6月16日(金)午後5時まで

イ 提出方法

担当部局まで持参または郵送による。

(4) 技術・施業提案書の提出期限ならびに提出場所および方法

ア 提出期限

平成29年7月5日(水)午後5時まで

イ 提出方法 担当部局まで持参または郵送による。	5 その他 詳細は、「福井県県有林包括業務委託（福井地区）に係る公募型プロポーザル募集要領」による。
	6 Summary
	(1) Consignment business name and quantity Fukui prefecture forests comprehensive outsourcing consignment zone 998ha(61 project sites)
	(2) Deadline for submission of participation statemnet Pm to 5:00 on june 16,2017
	(3) Deadline for submission of technical and forest silvicultural proposal Pm to 5:00 on july 5,2017
	(4) Name and address of the departments Fukui prefectural Fukui Agriculture and Forestry General Office 16-10, Matumoto3-chome,Fukui-city,fukui-prefecture,910-8555,Japan

(2) 委託区域の概要	(1) 委託区域 坂井農林総合事務所管内における県有林
イ 委託区域の面積	8 5 5 h a （2 7 事業地）
(3) 委託期間	契約の日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで
(4) 委託業務内容	次のアからエのとおりとする。 なお、業務の具体的な内容については、県有林包括業務委託事業仕様書を基本とし、技術・施業提案書の内容を受けて最終的に決定する。
ア 委託区域内の県有林における事業終了までの施業方針を策定するとともに、当面 5 年間の間伐等の森林施業および間伐材生産、路網整備（以下「森林施業等」という。）に係る森林経営計画を策定して市町長等の認定を受けること。また、当該計画の進捗を管理すること。	イ 森林経営計画に基づく、森林施業等を実施するとともに、実施に必要なとなる現場調査、現場監督を行うこと。 ウ 森林作業道等の維持・管理を行うこと。（ただし、災害時における復旧工事等は除く。）
エ 委託区域内の県有林における巡視、施業境杭の保全を行うこと。	(5) 委託料の限度額 県は毎年度予算の範囲内において、当該業務に必要な経費（以下「事業費」という。）から受託者が受領する補助金等相当額（造林補助金等）を差し引いた額を委託料として支払うこととし、その限

度額は下記のとおりとする。

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
2,681	4,589	3,395	4,608

※ 消費税および地方消費税額を含む。

2 参加資格

公募に参加できる事業者は、次の(1)アからウまでのいずれかに該当する者で、(2)アからコまでの要件をすべて満たす者とする。

(1)ア 民間林業事業者（注1）および森林組合で構成され、素材生産および路網整備に従事する者が表1の人員数確保できる「共同企業体（注2）」

イ 民間林業事業者（注1）で構成され、素材生産および路網整備に従事する者が表1の人員数確保できる「共同企業体（注2）」

ウ 素材生産および路網整備に従事する者が表1の人員数確保できる「林業関係団体（注3）」、もしくは林業関係団体を構成員に含む「共同企業体（注2）」

ただし、森林組合を会員とする林業関係団体が参加する場合は、民間林業事業者または民間林業事業者を会員とする林業関係団体との連携を基本とする。

(表1) 素材生産および路網整備に従事する技術者数

	素材生産	路網整備
技術者数	3人以上	1人以上

(注1) 民間林業事業者とは、森林組合以外の民間林業事業者

ただし、森林組合および森林組合を会員とする林業関係団体の役員および*

(単位：千円)

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	合計
2,681	4,589	3,395	4,608	9,822	25,095

※ 消費税および地方消費税額を含む。

2 参加資格

公募に参加できる事業者は、次の(1)アからウまでのいずれかに該当する者で、(2)アからコまでの要件をすべて満たす者とする。

(1)ア 民間林業事業者（注1）および森林組合で構成され、素材生産および路網整備に従事する者が表1の人員数確保できる「共同企業体（注2）」

イ 民間林業事業者（注1）で構成され、素材生産および路網整備に従事する者が表1の人員数確保できる「共同企業体（注2）」

ウ 素材生産および路網整備に従事する者が表1の人員数確保できる「林業関係団体（注3）」、もしくは林業関係団体を構成員に含む「共同企業体（注2）」

ただし、森林組合を会員とする林業関係団体が参加する場合は、民間林業事業者または民間林業事業者を会員とする林業関係団体との連携を基本とする。

(表1) 素材生産および路網整備に従事する技術者数

		素材生産	路網整備	
技術者数		3人以上	1人以上	

(注1) 民間林業事業者とは、森林組合以外の民間林業事業者
ただし、森林組合および森林組合を会員とする林業関係団体の役員および

契約の日から平成34年3月31日まで

で

- (4) 委託業務内容
次のアからエのとおりとする。

なお、業務の具体的な内容については、県有林包括業務委託事業仕様書を基本とし、技術・施業提案書の内容を受けて最終的に決定する。

- ア 委託区域内の県有林における事業終了までの施業方針を策定するとともに、当面 5 年間の間伐等の森林施業および間伐材生産、路網整備（以下「森林施業等」という。）に係る森林経営計画を策定して市町長等の認定を受けること。また、当該計画の進捗を管理すること。

- イ 森林経営計画に基づき、森林施業等を実施するとともに、実施に必要な現場調査、現場監督を行うこと。

- ウ 森林作業道等の維持・管理を行うこと。（ただし、災害時における復旧工事等は除く。）

- エ 委託区域内の県有林における巡視、施業境杭の保全を行うこと。

- (5) 委託料の限度額

県は毎年度予算の範囲内において、当該業務に必要な経費（以下「事業費」という。）から受託者が受領する補助金等相当額（造林補助金等）を差し引いた額を委託料として支払うこととし、その限度額は下記のとおりとする。

（単位：千円）

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	合計
12,845	20,773	22,702	19,401	21,494	97,215

※ 消費税および地方消費税額を含む。

- 2 参加資格
公募に参加できる事業者は、次の(1)アか

らウまでのいずれかに該当する者で、(2)アからウまでの要件をすべて満たす者とする。

- (1)ア 民間林業事業者（注 1）および森林組合で構成され、素材生産および路網整備に従事する者が表 1 の人員数確保できる「共同企業体（注 2）」

- イ 民間林業事業者（注 1）で構成され、素材生産および路網整備に従事する者が表 1 の人員数確保できる「共同企業体（注 2）」

- ウ 素材生産および路網整備に従事する者が表 1 の人員数確保できる「林業関係団体（注 3）」、もしくは林業関係団体を構成員に含む「共同企業体（注 2）」

ただし、森林組合を会員とする林業関係団体が参加する場合は、民間林業事業者または民間林業事業者を会員とする林業関係団体との連携を基本とする。

（表 1）素材生産および路網整備に従事する技術者数

	素材生産	路網整備
技術者数	8 人以上	4 人以上

- (注 1) 民間林業事業者とは、森林組合以外の民間林業事業者

ただし、森林組合および森林組合を会員とする林業関係団体の役員および職員で構成する法人等は除く。

- (注 2) 構成員のうち 1 者以上が「福井県森林整備工事入札参加資格者（注 4）」、「森づくり隊（注 5）」、「認定事業体（注 6）」いずれかの登録・認定を受けている共同企業体

- (注 3) 「福井県森林整備工事入札参加資格者（注 4）」、「森づくり隊（注 5）」

」、「認定事業者（注6）」いずれかの登録・認定を受けている団体

(注4) 森林整備工事の請負契約に係る競争入札の参加者の資格等（平成20年1月29日 福井県告示第50号）の第6の（2）に規定する「森林整備工事入札参加資格者名簿」に登録されている者

(注5) 森づくり隊構成員認定要領（平成20年4月1日 県材第339号）の第3の2に基づき、県の認定を受けている者

(注6) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年度制定）の第5条に基づき、雇用管理の改善および事業の合理化に取り組む内容の改善計画を作成し、県の認定を受けている者

(2)ア 包括業務の受託により、個人有林の整備など、これまでの森林施業・管理に影響を及ぼさない者であること。（これまでの個人有林からの間伐材生産量を維持できる者）

イ 福井県内に主たる事務所を置く、または置こうとする者であること。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと。

こと。

オ 労働保険（労働者災害補償保険および雇用保険をいう。）および社会保険（健康保険および厚生年金保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がない者であること。

カ 本店、支店および営業所等が国税または地方税を滞納していない者であること。

キ 福井県森林整備工事契約に係る指名停止等の措置要領に基づく知事の指名停止の措置を受けていない者であること。または措置要件に該当する事実がない者であること。

ク 当該業務の実施に必要な資格を有する者を一定数以上雇用している者であること。

ケ [業務管理者2名以上、専門技術者2名以上、技術作業員8名以上を有する共同企業体もしくは林業関係団体] 1 募集につき、共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複参加していないこと。

コ その他知事が必要と認める事項。

3 提案事項

委託区域における事業（経営）方針、間伐を主体とする森林施業等、木材の活用および管理業務の実施方針、手法、体制および実施計画等とする。

4 手続等

(1) 担当部局

〒912-0016

大野市友江11-10

福井県奥越農林総合事務所林業部

林業・木材活用課

電話番号

0779-65-1492

FAX番号

0779-65-1289

メールアドレス

oku-noso@pref.fukui.lg.jp

(2) 募集要領の交付期間

当該業務委託に係る募集要領を公告の日から平成29年6月16日（金）午後5時まで、担当部局または県ホームページにおいて交付する。

(3) 参加表明書の提出期限ならびに提出場所および方法

ア 提出期限

平成29年6月16日（金）午後5時まで

イ 提出方法

担当部局まで持参または郵送による。

(4) 技術・施業提案書の提出期限ならびに提出場所および方法

ア 提出期限

平成29年7月5日（水）午後5時まで

イ 提出方法

担当部局まで持参または郵送による。

5 その他

詳細は、「福井県県有林包括業務委託（奥越地区）に係る公募型プロポーザル募集要領」による。

6 Summary

(1) Consignment business name and quantity

Fukui prefecture forests

comprehensive outsourcing consignment zone

3,018ha(152 project sites)

(2) Deadline for submission of

participation statement

Pm to 5:00 on june 16,2017

(3) Deadline for submission of technical and forest silvicultural proposal

Pm to 5:00 on july 5,2017

(4) Name and address of the departments

Fukui prefectural Okuetsu Agriculture and Forestry

General Office 11-10,Tomoe,Ono-city, fukui-prefecture,912-0016,Japan

福井県県有林包括業務委託（丹南地区）に係る公募型プロポーザルへの参加者募集について、次のとおり公告する。

平成29年4月18日

福井県知事 西川 一誠

1 業務概要

(1) 委託業務名

福井県県有林包括業務委託（丹南地区）

(2) 委託区域の概要

ア 委託区域

丹南農林総合事務所管内における県有林

イ 委託区域の面積

4, 518ha（209事業地）

(3) 委託期間

契約の日から平成34年3月31日まで

(4) 委託業務内容

次のアからエのとおりとする。

なお、業務の具体的な内容については、県有林包括業務委託事業仕様書を基本とし、技術・施業提案書の内容を受けて最終的に決定する。

ア 委託区域内の県有林における事業終了までの施業方針を策定するとともに、当面 5 年間の間伐等の森林施業および間伐材生産、路網整備（以下「森林施業等」という。）に係る森林経営計画を策定して市町長等の認定を受けること。また、当該計画の進捗を管理すること。

イ 森林経営計画に基づき、森林施業等を実施するとともに、実施に必要な現場調査、現場監督を行うこと。

ウ 森林作業道等の維持・管理を行うこと。（ただし、災害時における復旧工事等は除く。）

エ 委託区域内の県有林における巡視、施業境杭の保全を行うこと。

- (5) 委託料の限度額
- 県は毎年度予算の範囲内において、当該業務に必要な経費（以下「事業費」という。）から受託者が受領する補助金等相当額（造林補助金等）を差し引いた額を委託料として支払うこととし、その限度額は下記のとおりとする。

（単位：千円）

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	合計
19,617	24,640	28,868	29,993	37,629	140,747

※ 消費税および地方消費税額を含む。

2 参加資格

公募に参加できる事業者は、次の(1)アからウまでのいずれかに該当する者で、(2)アからコまでの要件をすべて満たす者とする。

- (1)ア 民間林業事業者（注 1）および森林組合で構成され、素材生産および路網整備に従事する者が表 1 の人員数確保できる「共同企業体（注 2）」

イ 民間林業事業者（注 1）で構成され、素材生産および路網整備に従事する者が表 1 の人員数確保できる「共同企業体（注 2）」

ウ 素材生産および路網整備に従事する者が表 1 の人員数確保できる「林業関係団体（注 3）」、もしくは林業関係団体を構成員に含む「共同企業体（注 2）」

ただし、森林組合を会員とする林業関係団体が参加する場合は、民間林業事業者または民間林業事業者を会員とする林業関係団体との連携を基本とする。

（表 1）素材生産および路網整備に従事する技術者数

	素材生産	路網整備
技術者数	14人以上	6人以上

（注 1）民間林業事業者とは、森林組合以外の民間林業事業者

ただし、森林組合および森林組合を会員とする林業関係団体の役員および職員で構成する法人等は除く。

（注 2）構成員のうち 1 者以上が「福井県森林整備工事入札参加資格者（注 4）」、「森づくり隊（注 5）」、「認定事業者（注 6）」いずれかの登録・認定を受けている共同企業体

（注 3）「福井県森林整備工事入札参加資格者（注 4）」、「森づくり隊（注 5）」、「認定事業者（注 6）」いずれかの登録・認定を受けている団体

（注 4）森林整備工事の請負契約に係る競争入札の参加者の資格等（平成 20 年 1 月 29 日 福井県告示第 50 号）の第 6 の（2）に規定する「森林整備工事入札参加資格者名簿」に登録されている

了までの施業方針を策定するとともに、当面5年間の間伐等の森林施業および間伐材生産、路網整備（以下「森林経営計画」という。）に係る森林経営計画の「施業等」という。）に係る森林経営計画

こと。また、当該計画の進捗を管理すること。

イ 森林経営計画に基づく、森林施業等を実施するとともに、実施に必要な現場調査、現場監督を行うこと。

ウ 森林作業道等の維持・管理を行うこと。（ただし、災害時における復旧工事等は除く。）

エ 委託区域内の県有林における巡視、施業境杭の保全を行うこと。

(5) 委託料の限度額

県は毎年度予算の範囲内において、当該業務に必要な経費（以下「事業費」という。）から受託者が受領する補助金等相当額（造林補助金等）を差し引いた額を委託料として支払うこととし、その限度額は下記のとおりとする。

（単位：千円）

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	合計
12,261	14,128	16,813	19,161	18,616	80,979

※ 消費税および地方消費税額を含む。

2 参加資格

公募に参加できる事業者は、次の(1)アからウまでのいずれかに該当する者で、(2)アからコまでの要件をすべて満たす者とする。

- (1)ア 民間林業事業者（注1）および森林組合で構成され、素材生産および路網整備に従事する者が表1の人員数確保できる「共同企業体（注2）」
- イ 民間林業事業者（注1）で構成され、素材生産および路網整備に従事する者が表1の人員数確保できる「共同企業体（注2）」
- ウ 素材生産および路網整備に従事する者が表1の人員数確保できる「林業関係団体（注3）」、もしくは林業関係団体を構成員に含む「共同企業体（注2）」

係団体（注3）」、もしくは林業関係団体を構成員に含む「共同企業体（注2）」

ただし、森林組合を会員とする林業関係団体が参加する場合は、民間林業事業者または民間林業事業者を会員とする林業関係団体との連携を基本とする。

（表1）素材生産および路網整備に従事する技術者数

	素材生産	路網整備
技術者数	8人以上	3人以上

（注1）民間林業事業者とは、森林組合以外の民間林業事業者

ただし、森林組合および森林組合を会員とする林業関係団体の役員および職員で構成する法人等は除く。

（注2）構成員のうち1者以上が「福井県森林整備工事入札参加資格者（注4）」、「森づくり隊（注5）」、「認定事業者（注6）」いずれかの登録・認定を受けている共同企業体

（注3）「福井県森林整備工事入札参加資格者（注4）」、「森づくり隊（注5）」、「認定事業者（注6）」いずれかの登録・認定を受けている団体

（注4）森林整備工事の請負契約に係る競争入札の参加者の資格等（平成20年1月29日 福井県告示第50号）の第6の（2）に規定する「森林整備工事入札参加資格者名簿」に登録されている者

（注5）森づくり隊構成員認定要領（平成20年4月1日 県材第339号）の第3の2に基づく、県の認定を受けている者

（注6）林業労働力の確保の促進に関する法

律（平成8年度制定）の第5条に基づき、雇管理の改善および事業の合理化に取り組む内容の改善計画を作成し、県の認定を受けている者	ク 当該業務の実施に必要な資格を有する者を一定数以上雇用している者であること。	FAX番号 0770-22-3992 メールアドレス nisyunou@pref.fukui.jp	participation statement Pm to 5:00 on june 23,2017
(2)ア 包括業務の受託により、個人有林の整備など、これまでの森林施業・管理に影響を及ぼさない者であること。（これまでの個人有林からの間伐材生産量を維持できる者）	ケ 1 募集につき、共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複参加していないこと。	(2) 募集要領の交付期間 当該業務委託に係る募集要領を公告の日から平成29年6月23日（金）午後5時まで、担当部局または県ホームページにおいて交付する。	(3) Deadline for submission of technical and forest silvicultural proposal Pm to 5:00 on july 12,2017
イ 福井県内に主たる事務所を置く、または置こうとする者であること。	コ その他知事が必要と認める事項。	(3) 参加表明書の提出期限ならびに提出場所および方法	(4) Name and address of the departments Fukui prefectural Reinan Regional Bureau Forestry and Fisheries Division 101,Onyul-chome,Obama-city,fukui-prefecture,917-0297,Japan
ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。	3 提案事項 委託区域における事業（経営）方針、間伐を主体とする森林施業等、木材の活用および管理業務の実施方針、手法、体制および実施計画等とする。	ア 提出期限 平成29年6月23日（金）午後5時まで	
エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと。	4 手続等 (1) 担当部局 ア 高浜町、おおい町、若狭町のうち上中地域を管轄する担当部局 〒917-0297 小浜市遠敷1丁目101 福井県嶺南振興局林業水産部 林業・木材活用課 電話番号 0770-56-2218 FAX番号 0770-56-2217 メールアドレス rinsui@pref.fukui.jp	イ 提出方法 担当部局まで持参または郵送による	
オ 労働保険（労働者災害補償保険および雇用保険をいう。）および社会保険（健康保険および厚生年金保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がない者であること。	ア 敦賀市、美浜町、若狭町のうち三方地域を管轄する担当部局 〒914-0811 敦賀市中央町1丁目7-42 福井県嶺南振興局二州農林部 林業水産課 電話番号 0770-22-0291	イ 提出方法 担当部局まで持参または郵送による	
カ 本店、支店および営業所等が国税または地方税を滞納していない者であること。	イ 敦賀市、美浜町、若狭町のうち三方地域を管轄する担当部局 〒914-0811 敦賀市中央町1丁目7-42 福井県嶺南振興局二州農林部 林業水産課 電話番号 0770-22-0291	イ 提出方法 担当部局まで持参または郵送による	
キ 福井県森林整備工事契約に係る指名停止等の措置要領に基づく知事の指名停止の措置を受けていない者であること。または措置要件に該当する事実がない者であること。	イ 敦賀市、美浜町、若狭町のうち三方地域を管轄する担当部局 〒914-0811 敦賀市中央町1丁目7-42 福井県嶺南振興局二州農林部 林業水産課 電話番号 0770-22-0291	イ 提出方法 担当部局まで持参または郵送による	

政府調達に関する協定の適用を受ける契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。	平成29年4月18日 福井県知事 西川 一誠	1 落札に係る特定役務の名称および数量 福井県河川・砂防テレメータ保守点検業務委託 一式	2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地 福井県土木部砂防防災課 福井市大手3丁目17-1	3 落札者を決定した日 平成29年3月30日	4 落札者の名称および住所 株式会社テールツ電波 福井市豊島2丁目7番4号	5 落札金額 46,008,000円	6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
--	---------------------------	---	---	---------------------------	---	-----------------------	---------------------------

7 規則第 4 条の規定による公告を行った日
平成 2 9 年 2 月 1 4 日

平成二十九年四月十八日印
平成二十九年四月十八日発

刷行

発行人
印刷人

〒九一〇―八五八〇
〒九一〇―八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一
福井県福井市寄一丁目十五―二十七

福井県
株竹下印刷所

☎
024
2321
番